

平成20年2月8日

社団法人大阪府医師会 様

大阪市健康福祉局

大阪市基本健康診査事業の取扱いについて

平素は、大阪市保健事業に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年度の本市基本健康診査事業及び総合健康診査事業については、実施期間を平成19年4月1日から平成20年2月29日までとするようご協力を賜っているところですが、本市広報誌等による市民周知の際に、一部「3月末まで受診が可能」として通知しているものがありました。このことから、平成20年3月中に市民からの受診希望があった場合は、基本健康診査及び総合健康診査を実施可能としてまいりたいと考えております。

つきましては、本市健康診査事業の取扱医療機関においても、「平成19年3月16日付通知」及び「大阪市保健事業のしおり（平成19年度版）」において、同事業の実施機関は平成20年2月29日までと周知しておりますので、別添通知文のとおり、取扱いの変更を周知したいと考えております。

上記変更にご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

担当 : 大阪市健康福祉局健康推進部
健康づくり担当 (成人保健)
TEL : 6208-9854



平成20年2月8日

大阪市健康診査取扱医療機関の長 様

社団法人大阪府医師会
地域医療1課
大阪市健康福祉局健康推進部
健康づくり担当

大阪市健康診査事業の取扱い 及び
がん検診事業に関する精検受診率向上施策の開始について

平素は、大阪市健康診査事業に格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記事項について、下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をよろしくお願いたします。

記

1. 大阪市基本健康診査事業の取扱いについて

平成19年3月16日の通知及び、大阪市保健事業のしおり（平成19年度版）におきまして、平成19年度の基本健康診査及び総合健康診査の実施期間は平成19年4月1日から平成20年2月29日までとしてご通知をしておりましたが、一部大阪市の広報誌による市民周知の際に、3月末まで受診が可能として通知いたしました。このことから、平成20年3月中に市民からの受診希望があった場合は実施可能としてまいります。

あわせて、診査料の請求期間についても、平成20年3月実施分を含めて同年4月10日までに大阪府医師会へ請求いただきますようお願いいたします。なお、制度終了に際して個人票・請求書の記載ミスや請求書の提出漏れが無いよう、十分ご留意いただきますとともに、すみやかに手続きを実施していただくようお願いいたします。

2. がん検診事業に関する問い合わせ等の実施について

大阪市がん検診事業については、要精検と判定された有所見者を、速やか、かつ確実に医療に繋げることがその事業趣旨となっているところでありますが、大阪市のがん検診に係る精検受診率は、大阪府平均より低い結果となっています。よって、平成19年9月より、検診事業の精度管理向上の為に、検診取扱医療機関や精密検査実施医療機関・検診受診者等に対して直接大阪市担当職員がアプローチを行うよう、がん検診事業を拡充いたします。

つきましては、貴院及び、貴院で要精検と判定された受診者に対して、大阪市より個別に連絡する場合がございますので、ご理解ご協力をよろしくお願いたします。

◎ 本通知に関する疑義等につきましては、大阪市健康福祉局健康推進部健康づくり担当（成人保健）（電話：6208-9854）までお願いいたします。